

引っ越すときは、 手続きをお忘れなく



キノピー

市外に引っ越すときは、次の手続きが必要になります。また、4月3日(月)は、受付が大変混み合いますので、時間に余裕を持ってお越しください。

● 国民健康保険の被保険者
転出の届け出の際に、被保険者証と高齢受給者証(70歳以上)をお返しください。学生として転出する人には学生用被保険者証を交付します。

の市区町村へ提出する負担区分等証明書を交付します。手続きは市役所1階の医療保険課、新里・黒保根支所市民生活課で受け付けます。被保険者証、印、通知カード又はマイナンバーカード(個人番号カード)が必要です。問い合わせは医療保険課医療助成係(☎内線257・260・272)

● 転出者
引っ越しの前に転出の届け出をしてください。転出証明書を交付しますので、新しい住所地に住み始めた日から14日以内にその市区町村に提出し、転入の届け出をしてください。

● 後期高齢者医療の被保険者
県外へ転出する被保険者は、転出の届け出の際に被保険者証をお返しください。転出する全ての被保険者に、転出先

転出の届け出の際に受給者証をお返しください。県内へ転出する人には、福祉医療費受給者証交付状況証明書を交付します。手続きは市役所1階の医療保険課、新里・黒保根支所市民生活課で受け付けます。受給者証と印が必要です。問い合わせは医療保険課医療助成係(☎内線257・260・272)

● 児童手当受給者
児童手当受給事由消滅の届け出をしてください。

● 福祉医療の受給者
転出の届け出の際に受給者証をお返しください。県内へ転出する人には、福祉医療費受給者証交付状況証明書を交付します。手続きは市役所1階の医療保険課、新里・黒保根支所市民生活課で受け付けます。受給者証と印が必要です。問い合わせは医療保険課医療助成係(☎内線257・260・272)

市民課・水道局 休日受付を臨時開設

市民課
取扱業務は、住民異動の届出、戸籍の届出、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍関係証明書及び諸証明書の発行業務、国民健康保険の資格取得・喪失届、マイナンバーカードの交付です。
※マイナンバーカードを新里・黒保根支所での受け取りの人で、3月26日(日)に受け取りを希望する人は、3月17日(金)までに市役所又は支所に連絡してください。市役所1階の市民課で交付します。
期日=3月26日(日)
時間=午前9時~午後4時
(マイナンバーカードの交付は午後3時30分まで)
場所=市民課(市役所1階) ※支所や公民館には開設しません。
問い合わせ=市民課住民係(☎内線245・246)

水道局
取扱業務は、水道の使用開始・中止手続きと水道料金・下水道使用料の清算です。
期日=3月25日(土)・26日(日)、4月1日(土)・2日(日)
時間=午前9時~午後4時
場所=水道局総務課(市役所2階)
問い合わせ=水道局総務課(☎内線325~327)

会社の健康保険に 加入・離脱したときは 国民健康保険の手続きを

市役所1階の市民課、新里・黒保根支所市民生活課、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館(公民館は70歳未満の人のみ)で受け付けます。なお、国民健康保険(国保)の加入・脱退手続きは、会社が行いませんので、御注意ください。

会社の健康保険に加入するとき
会社の健康保険に加入したときや扶養家族に認定されたときは、国保離脱の手続きが必要です。
手続きに必要なもの
被保険者証、国保の被保険者証、印、通知カード又はマイ

ナンバーカード(個人番号カード)、本人確認書類
会社の健康保険を
離脱したとき
会社の健康保険をやめたときや扶養家族からはずれたときは、国保加入の手続きが必要です。
手続きに必要なもの
社会保険離脱証明書(資格喪失証明書)、印、通知カード又はマイナンバーカード(個人番号カード)、本人確認書類
※学生は、学生証又は在学証明書をお持ちください。
問い合わせは医療保険課国保係(☎内線258)

け出をしてください。
届け出を受け付けるほか、転出先の市区町村で申請する際に必要な書類について説明します。

手続きは市役所1階の子育て支援課、新里・黒保根支所市民生活課で受け付けます。印が必要です。
問い合わせは子育て支援課子育て支援係(☎内線268)

● 児童扶養手当・特別児童扶養手当受給者
受給内容により手続きが異なりますので、子育て支援課へ御連絡ください。
届け出を受け付けるほか、転出先の市区町村で申請する際に必要な書類について説明

**転居でも
お手続きを**
市内で引っ越しする場合も、通知カード又はマイナンバーカード(個人番号カード)を持参し、新しい住所地に住み始めてから14日以内に転居の届け出をしてください。
また、受給者証や被保険者証などの住所を書き換えますので、担当課にお問い合わせください。

高齢者施策推進協議会 委員を募集します

高齢者施策の基本となる「桐生市高齢者保健福祉計画」の見直しを平成29年度に行い、平成30年度から平成32年度までの3か年計画を作成します。計画の作成にあたって「桐生市高齢者施策推進協議会」を設置します。保健医療、社会福祉関係者のほか、2人を委員として募集します。
対象は市内在住で高齢者施策に関心を持っている20歳以上の人※会議は、年間約5回、1回につき2時間程度を予定。
任期は4月1日から平成32年3月31日までの3年間
申し込みは所定の応募用紙に高齢者福祉に関する意見を記入し、3月24日(金)までに市役所1階の長寿支援課へ提出してください。
応募用紙は、同課、新里・黒保根支所のほか、市のホームページに有ります。
結果は、選考後、応募者にお知らせします。
問い合わせは長寿支援課長寿支援係(☎内線566)

歯科口腔保健委員会 委員を募集します

「桐生市歯科口腔保健推進計画」に基づく事業の検討や推進を行う歯科口腔保健委員会を設置し、この委員のうち、2人を委員として募集します。
対象は市内に居住する人
任期は4月1日から平成31年3月31日までの2年間
職務は歯科口腔保健推進計画の評価及び進行管理に関する委員会への出席
申し込みは3月24日(金)まで(必着)に、応募用紙に必要事項を記入の上、保健福祉会館(末広町)1階の健康づくり課に直接又は郵送(〒376-0045桐生市末広町13-4)で、提出してください。
応募用紙は健康づくり課、新里・黒保根保健センター、市ホームページに有ります。
結果は、選考後、応募者にお知らせします。
問い合わせは健康づくり課成人保健係(☎471152)

**国民年金・厚生年金
受給者の転出と転居**
年金事務所への届出が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。
問い合わせ=桐生年金事務所(☎44-2311)又は市民課年金係(☎内線273)

手続きは市役所1階の子育て支援課のほか、新里・黒保根支所市民生活課で受け付けます。
問い合わせは子育て支援課家庭児童相談係(☎内線250)

● 介護保険の被保険者
転出の届け出の際に被保険者証をお返しください。要介護認定を受けている人には、介護保険受給資格証明書を交付します。
手続きは市役所1階の長寿支援課、新里・黒保根支所市民生活課で受け付けます。被保険者証が必要です。
問い合わせは長寿支援課介護管理給付係(☎内線392)